

2019年度 千葉県交通安全県民運動基本方針

2019年1月31日

千葉県交通安全対策推進委員会決定

第1 目的

「千葉県交通安全条例」では、人命尊重の理念の下、県民一人ひとりが主体的に交通安全活動に取り組むことにより、交通事故を撲滅し安全で住みよい「交通安全県ちば」を確立することとしている。

交通事故を防止するためには、県民一人ひとりが交通安全意識の向上を図り、交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践することが大切である。

2019年度の千葉県交通安全県民運動は、このような観点に立ち、県民をはじめ、国・県・市町村、企業、団体、NPOや地域の交通安全推進団体がチームスピリットの下、「第10次千葉県交通安全計画（H28～H32年度※）」で定める抑止目標の達成に向けた交通事故死者数及び交通事故死傷者数の着実な減少を目指し、交通安全対策に取り組むものとする。

※2016～2020年度

第2 期間

2019年4月1日（月）から2020年3月31日（火）まで

第3 主 唱

千葉県交通安全対策推進委員会

第4 運動のスローガン

みんなでつくろう 交通安全県ちば

第5 運動の内容

2019年度は、2018年に前年を大きく上回る交通死亡事故が発生したことを念頭に、交通事故の発生特徴を踏まえた最重点活動及び重点活動を定め、年間を通じて行う活動を推進するとともに、期間を定めて行う各季の交通安全運動、さらには交通事故死ゼロを目指す日、アクション10などの日を定めて行う運動等を総合的かつ効果的に展開する。

1 年間を通じて行う運動

【最重点活動】

(1) 子供と高齢者の交通事故防止

子供の交通事故死者数は昨年3人と前年より1人減少したものの、依然として多くの子供が交通事故の被害に遭っている。そこで、子供たちが交通社会に適応し、交通事故から自分の身を守ることができるよう、学校関係者等と一体となった参加・体験・実践型の交通安全教育、街頭指導を強化し、交通ルールと正しい交通マナーを身に付けさせるとともに、関係機関と連携した通学路等の安全確保を図るなどにより、子供が関係する交通事故を防止する。

高齢者の交通事故死者数は昨年97人と前年より23人増加し、死者総数に占める高齢者の割合は52.2%と高齢者の人口構成率26.4%（平成30年4月1日現在千葉県統計）を大きく上回り、依然として高い水準で推移している。状態別では歩行中が41人と高齢事故死者全体の4割以上を占め、その8割近くが道路横断中の事故であることから、高齢者の身体機能の変化を踏まえた交通安全教育や高齢者宅訪問活動による**反射材着用の普及促進**など、地域ぐるみで高齢者事故防止対策を展開するとともに、一般運転者に対して「子供や高齢者」に思いやりをもった安全運転の励行と交通安全意識の定着を図る。

また、昨年は全死亡事故183件のうち49件（26.8%）が高齢運転者によるもので、加齢に伴う身体機能や認知機能の変化が運転に及ぼす影響などを認識させる参加・体験・実践型高齢者講習の実施、運転免許の自主返納制度及び自主返納者に対する優遇措置並びに運転適性相談窓口等に関する周知を図るなど、高齢運転者対策を推進して事故を防止する。

（2）夕暮れ時や夜間・明け方における交通事故防止

昨年の夜間における交通死亡事故は183件中86件（47.0%）で発生件数の約5割を占めており、なかでも、日の出前の早朝に、高齢歩行者が道路を横断中に被害に遭うケースが目立つ。

このことから、高齢者をはじめとする歩行者等に**反射材着用の普及促進**を図るとともに、車の運転者に対しても「**3・ライト運動【①ライト（前照灯）②ライト・アップ（目立つ）③ライト（道路右側からの横断者に注意）】**」等を周知させて注意を喚起し、夕暮れ時と夜間・明け方における歩行者等の交通事故防止を図る。

（3）自転車の安全利用の推進（特に、「ちばサイクルール」の周知徹底）

自転車乗車中の死者は昨年32人と前年より12人増加し、交通事故全体に占める自転車事故の割合も24.7%と高くなっている。

平成29年4月1日に施行された「**千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例**」の周知を一層図るとともに、5月の「**自転車安全利用推進強化月間**」及び毎月15日の「**自転車安全の日**」を重点に、自転車利用者への街頭啓発や指導取締りを実施するほか、各種講習会等を通じて、**千葉県自転車安全利用ルール「ちばサイクルール」**を活用した交通ルールの遵守や交通マナーの向上を促進し、自転車利用者による危険・迷惑行為の防止と自転車の事故防止を図る。

さらに、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の関東地方南部の一都三県と五政令指定都市）と連携した自転車マナー向上のための取組を実施する。

（4）後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

昨年の四輪乗車中の事故死者60人中26人（43.3%）はシートベルト非着用であり、前年より16.2ポイント低いのが、死亡事故の大きな要因となっている。また、一般道路における後部座席のシートベルト着用率が未だ低いことから、事故時におけるシートベルト及びチャイルドシートの被害軽減効果の周知並びに全席シートベルト着用とチャイルドシートの正しい着用の徹底を図る。

特に、6月を「**シートベルトとチャイルドシート着用推進強化月間**」と定め、街頭啓発活動等を集中的に展開する。

（5）飲酒運転の根絶

昨年の飲酒事故（第1当事者が原付以上で基準値以下等含む。）は192件発生し、うち死亡事故は9件と前年よりも5件増加し、未だ飲酒運転の根絶には至っていない。

県内では警察署、各市町村、関係団体等が連携して飲酒運転根絶協議会を立ち上げるなど、飲酒運転根絶のための啓発活動を行っており、今年度もこの活動を広く展開していくとともに、地域、職場、家庭等において飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さを訴えて規範意識の醸成を図るため、昨年度に引き続き「**その一杯 愛車も走る凶器に 早変わり**」を県の統一スローガンに掲げ、飲酒運転のない環境づくりを促進する。

【重点活動】

（1）交差点等での交通事故防止

道路形状別で交通死亡事故統計を見た場合、交差点及び交差点付近での発生について、昨年は104件と前年より29件増加し、死亡事故全体の半数以上を占めている。

このことから、自転車を含めた運転者には交差点通過時及び右左折時に伴う事故の危険性を十分認識させ、運転の基本である安全確認と歩行者保護の徹底を図る。また、歩行者に対しても道

路横断時の安全確認を徹底させる等の安全教育を推進するなど、道路を利用するあらゆる立場の人に対し、交通事故防止対策の充実を図る。

特に、昨年の歩行中死者60人中41人(68.3%)が道路横断中の事故であり、そのうち、20人が横断歩道上及びその付近で事故に遭っていることから、歩行者保護意識の高揚に向け、広報啓発用動画、ラジオCM等を活用して、「ゼブラ・ストップ活動【①ゼ(前方)②ブ(ブレーキ)③ラ(ライト)④ストップ】」を一層推進し、横断歩道における歩行者等の優先義務を徹底することにより、道路横断中の交通事故防止を図る。

(2) 悪質な違反・危険運転の防止、暴走族の追放

速度超過や信号無視などの悪質・危険運転は、重大事故につながる要因であることから、悪質・危険な違反に重点指向した指導取締りを徹底し、悪質・危険運転者の排除を図る。また、県民生活の安全と平穏のため、行政・学校関係・事業者等が一体となって、①暴走行為等の防止、②暴走族への加入防止、③暴走族からの離脱の促進など暴走族等の追放に関する活動を実施する。

(3) 訪日外国人に対する広報啓発活動の推進

観光などで増加が予想される訪日外国人に、日本の交通ルールを理解してもらうため、主要国言語に対応したリーフレットを活用した広報啓発活動を推進する。

(4) 違法駐車等の追放

違法駐車は重大な交通事故に直結する要因であることから、違法駐車等の危険性・迷惑性についての認識を定着化させ、駐車秩序の確立を図る。

2 期間を定めて行う運動

(1) 四季の運動

運動名	期 間	内 容
春の全国交通安全運動	5月11日(土)から 5月20日(月)まで	全国一斉の交通安全運動の一環として、別に定める「2019年春の全国交通安全運動千葉県実施要綱」に基づき実施する。
夏の交通安全運動	7月10日(水)から 7月19日(金)まで	夏休み及び海水浴シーズンを鑑み、別に定める「2019年夏の交通安全運動実施要綱」に基づき実施する。
秋の全国交通安全運動	9月21日(土)から 9月30日(月)まで	全国一斉の交通安全運動の一環として、別に定める「2019年秋の全国交通安全運動千葉県実施要綱」に基づき実施する。
冬の交通安全運動	12月10日(火)から 12月19日(木)まで	師走の交通混雑期を鑑み、別に定める「2019年冬の交通安全運動実施要綱」に基づき実施する。

(2) 強化月間

運動名	期 間	内 容
自転車安全利用推進強化月間	5月 1日(水)から 5月31日(金)まで	自転車利用者に対するルール遵守の徹底に重点をおいた広報活動等を実施する。
シートベルトとチャイルドシート着用推進強化月間	6月 1日(土)から 6月30日(日)まで	シートベルトとチャイルドシートの着用徹底に重点を置いた広報活動等を実施する。

3 日を定めて行う運動

(1) 交通事故死ゼロを目指す日（5月20日、9月30日）※予定

5月20日を「交通事故死ゼロを目指す日」とし、交通安全に対する県民の更なる意識の向上を図り、県民一人一人が交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動することによって、交通事故の発生を抑止し、もって、近年の交通事故死傷者数の減少傾向を確実なものにする。

(2) 交通安全の日～アクション10～（毎月10日）

千葉県交通安全条例第3条に定める「交通安全の日」に、県民のすべてが交通安全についての関心を深めるとともに、交通安全に関する活動を実践する意欲を高めるため、「ゆずりあう 心で走る ちばの道」をスローガンに、各機関・団体が、地域ごとに連携した各種交通安全対策（広報啓発活動・街頭指導等）を一斉に展開することにより交通事故の防止を図り、「交通安全県ちば」を確立する。

(3) 自転車の安全利用推進運動（毎月15日）

毎月15日を「自転車安全の日」と定め、千葉県自転車安全利用ルール「ちばサイクルール」による自転車のルールとマナーを普及啓発するとともに、秩序ある駐輪の徹底を図るための活動を展開する。

また、自転車マナーアップ隊による街頭指導を実施する。

(4) 違法駐車等追放運動（毎月20日）

毎月20日を「クリーンロードの日」と定め、違法駐車が悪質性・危険性・迷惑性に関して啓発し、地域・職場・家庭等で違法駐車追放の気運を醸成する活動を展開する。

第6 運動の推進方法

各機関・団体においては、互いに連携を密にし、前記第5に掲げた運動が県民一人一人に定着し、県民が参加しやすい交通安全活動ができるよう実施計画を作成し、効果的な交通安全運動を展開する。

【各機関・団体の主な推進事項】

機関・団体名	主 な 推 進 事 項
共通	① 自転車条例、道路交通法その他交通関係法令の周知及び遵守 ② 自転車運転者講習制度の周知 ③ 千葉県自転車安全利用ルール「ちばサイクルール」の普及啓発 ④ 「3・ライト運動」及び「ゼブラ・ストップ活動」の推進 ⑤ 飲酒運転・無免許運転・いわゆる「あおり運転」・危険ドラッグを使用した上での運転等の悪質性・危険性の高い行為の根絶に向けた広報啓発活動の推進 ⑥ 運転免許の自主返納制度の周知及び自主返納者に対する優遇措置の拡充 ⑦ 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載された、高齢運転者を支援するセーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の普及促進 ⑧ 訪日外国人に対する広報啓発活動の推進

機関・団体名	主 な 推 進 事 項
県	<ul style="list-style-type: none"> ① 横断幕・立て看板・のぼり旗の掲示やWEBサイト、テレビ・広報紙等のあらゆる広報媒体の活用による広報 ② チーバくんやシンボルマークを活用した啓発物等の作成配布や交通安全ライブラリー事業による交通安全啓発 ③ 広報車による街頭啓発活動、各種啓発キャンペーンの実施 ④ 自転車安全教室等各種交通安全教室の開催、講習会等への講師派遣及び交通安全推進隊の活動支援 ⑤ 交通事故相談所の運営及び自転車事故被害者の救済に資するための各種保険制度の普及啓発
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ① 懸垂幕・のぼり旗、ホームページ、安全安心メール、広報紙等あらゆる広報媒体の活用による広報 ② 広報車・防災無線等を活用した街頭啓発活動、各種啓発キャンペーンの実施 ③ 会議・庁内放送等による運動の周知 ④ 交通安全教室・講習会等の開催
警察	<ul style="list-style-type: none"> ① 街頭活動・交通指導取締り ② 参加・体験・実践型交通安全教育 ③ 自転車安全利用対策 ④ 総合的な高齢者交通事故防止対策 ⑤ 各種広報媒体を活用した官民一体の広報啓発 ⑥ 交通事故発生状況及び交通危険箇所に関する情報並びに交通関係法令改正等の情報発信 ⑦ 交通安全施設の点検整備
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ① 交通安全施設の点検整備 ② 道路放置物、道路の不法占用物件等の排除 ③ 交通危険箇所の改善 ④ 道路情報板による交通安全啓発に関する広報 ⑤ 自転車利用環境の整備
教育委員会 学校 教育関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ① 歩行中、自転車・二輪乗車中の実技指導等について幼稚園、小学校、中学校、高校、特別支援学校の各年代に応じた交通安全教育 ② 登下校時の交通安全推進隊等との連携による街頭指導 ③ 「スマートサイクル・ちば」における自転車マナーアップ隊による街頭指導 ④ スクールゾーンや通学路等の安全な通行を確保するため、関係機関と連携した交通安全対策 ⑤ 児童・生徒によるポスター等の作成を通じた交通安全意識の醸成

機関・団体名	主 な 推 進 事 項
運輸支局 運輸関係団体	① 不正改造車、整備不良車の排除 ② 車両の適正な管理及び点検整備 ③ 過積載、過労運転運行の防止及び運転前飲酒検査などによる悪質・危険な運転の防止 ④ 各種講習会の開催による運動の周知 ⑤ 交通安全適性診断車・シートベルトコンビンサーの派遣、車内広告・マグネットシート等による啓発
鉄道事業者	① 踏切・保安設備の点検整備 ② 視野障害物件の除去 ③ 踏切での「一時停止・安全確認」及び緊急時の措置等に関する広報・啓発 ④ 駅構内・車内における放送とポスターの掲示等による広報
交通安全協会	① 懸垂幕・のぼり旗、ホームページ、広報紙、啓発物の作成配布等あらゆる広報媒体の活用による広報 ② 広報車等による街頭啓発活動、各種啓発キャンペーンの実施 ③ 子供、高齢者に対する通行方法指導等の交通安全教室 ④ 自転車安全教育事業の拡充（ヘルメット着用の推進） ⑤ TSマーク付帯保険の周知 ⑥ シートベルトコンビンサー・運転適性診断車の派遣による交通安全指導及びハンドルキーパー運動 ⑦ 二輪車事故防止のための交通安全講習の開催
安全運転管理協会	① 懸垂幕・のぼり旗の掲示や広報紙等あらゆる広報媒体の活用による広報 ② 安全運転管理者等法定講習及び研修会等を活用した交通安全教育 ③ セーフティドライバーズちば2019（123日間無事故・無違反）運動の周知 ④ 運転適性検査の実施及び運転適性検査機器の貸出しによる交通安全指導 ⑤ 運行前点検及び乗務員の飲酒検査等による危険運転の防止
交通安全母の会	① 地域の各種行事における交通安全啓発 ② 交通安全に関する啓発物等の作成配布 ③ 通学路等における街頭指導 ④ 高齢者宅訪問事業
その他の千葉県 交通安全対策推進 委員会委員 (構成機関・団体)	① 広報誌（紙）・社内放送・朝礼・会議等における運動の周知 ② 横断幕・ポスター・のぼり旗等の掲示による広報 ③ チーバくんやシンボルマークを活用した啓発物による交通安全啓発 ④ 地域における交通安全関係行事への参加協力